

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

訓 令

鳥取県訓令第3号

鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書編さん保存規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

この訓令中「主務課長」を「所管課長」に、「主務課」を「所管課」に改める。

第一条を次のように改める。

(この訓令の趣旨)

第一条 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)第三十九条第三号の規定による文書の編さん及び保存については、この訓令の定めるところによる。

第二条中「鳥取県文書事務処理規程第二条」を「鳥取県文書管理規則第二条第二号」に改める。

第五条ただし書を次のように改める。

ただし、会計年度により編さんするものは、当該年度の終了の日の属する年の翌年の一月一日から起算するものとする。
第十一条ただし書を次のように改める。

目 次

◇ 訓 令 鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令
◇ 告 示 教育職員の免許状の授与

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十七条第五項の規定による申出の受理
健康保険法による保険医の登録
計量器定期検査の実施
町営土地改良事業の認可

新たにちなおうとする土地改良事業計画の認可

道路の区域の変更

道路の供用の開始

◇ 報 地方職員共済組合の昭和四十二年度変更事業計画及び予算の要旨
地方職員共済組合定款の一部変更

ただし、会計年度により編さんするものは、当該年度の終了の日の属する年の翌年の一月一日から起算するものとする。

第十三条中「主管事務」を「所管事務」に改める。

第十五条中「会計課」を「出納室」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 広報文書課長は、地方機関、陸運事務所及び社会保険事務所における文書の編さん保存事務につき、随時これを調査し、必要な措置をとるものとする。

別表の十年保存の項中第五号を次のように改める。

五 会計上の帳簿

別表の五年保存の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一

号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 会計上の証拠書類

附則

この訓令は、昭和四十三年三月八日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百七十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍 地
中学校教諭二級普通免許状	昭四二中一普第一号	藤岡美枝子	鳥取県
"	第二号	柳 栞 千代	鳥取県
"	第三号	大黒 英子	鳥取県
"	第四号	有田さち子	"
"	第五号	小豆沢博子	鳥取県
"	第六号	市村 礼子	鳥取県
"	第七号	加納 治江	鳥取県
"	第八号	小林 文子	鳥取県
"	第九号	榊田 梅子	山口県
"	第一〇号	落畑 八重	広島県
"	第一一号	田川 紀子	鳥取県
"	第一二号	山田 克枝	"
"	第一三号	横川 英子	"
"	第一四号	吉田 秋枝	"
"	第一五号	西垣 幸子	"
"	第一六号	丸段 昌子	"
"	第一七号	山下 貴子	"
幼稚園教諭二級普通免許状	昭四二幼一普第一号	伊藤 祐子	"
"	第二号	石富久美子	"
"	第三号	土井 早苗	"
"	第四号	安藤 則子	"
"	第五号	霜村美乃留	"
"	第六号	金谷 京子	"
"	第七号	神田美代子	鳥取県

第八号	岸本 純子	鳥取県
第九号	岡村貴世子	"
第一〇号	奥田 和子	"
第一一号	高田芙美子	"
第一二号	植田 節子	"
第一三号	鉄井 幸子	"
第一四号	山尾恵美子	"
第一五号	横田 幸子	"
第一六号	田原 和子	兵庫県
第一七号	桜井 芳江	鳥取県
第一八号	川元 瑞恵	"
第一九号	木原 真理	広島県
第二〇号	大木嘉代子	京都府
第二一号	山本 享子	鳥取県
第二二号	山村加代子	広島県
第二三号	田中 弘子	鳥取県

鳥取県告示第七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
萩野薬局	鳥取市川端一丁目二〇六	昭和四十三年二月十五日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
萩野薬局	鳥取市川端一丁目二〇番地	昭和四十三年二月十五日
キモト歯科医院	倉吉市宮川町一七七の四	"
赤沢医院	米子市西倉吉町一六	十二日

鳥取県告示第八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
池田 宣之	米子市皆生二四八〇	鳥医 一、三〇四	昭和四十三年二月十五日

鳥取県告示第百八十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、岩美郡及び気高郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検 査 区 域	検 査 場 所
四月 八日 午前十時から 午後三時まで	岩美郡岩美町	岩井消防詰所
" 九日 "	"	岩美町農業協同組合浦富支所
" 十日 午前十時から 正午まで	"	小田支所
" 午後一時から 午後三時まで	"	本庄支所
" 十一日 午前十時から 午後三時まで	"	岩美町網代公民館
" 十二日 "	福部村	福部村農業協同組合
" 十五日 午前十時から 正午まで	国府町	国府町農業協同組合中河原支所
" 午後一時から 午後三時まで	"	谷支所

" 十六日 午前十時から 午後三時まで	"	宮の下小学校
" 十七日 "	気高郡気高町	気高町役場宝木支所
" 十八日 "	"	山東農業協同組合浜村支所
" 十九日 午前二時から 午後二時まで	"	逢坂支所
" 二十二日 午前十時から 午後三時まで	鹿野町	鹿野小学校
" 二十三日 午前十時から 正午まで	青谷町	青谷町役場日置支所
" 二十四日 午前十時から 正午まで	"	日置谷支所
" 午後一時から 午後三時まで	"	勝部支所
" 二十五日 午前十時から 午後三時まで	青谷町	青谷町中郷公民館
"	青谷町役場	

鳥取県告示第百八十三号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十四号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二日認可したの
で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十五号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二日認可したの
で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二日認可したの
で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十七号

昭和四十二年十一月十日付けで宇野山土地改良区から申請のあつた新た
に行なおうとする土地改良（農道整備）事業については、審査の結果その
計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字宇野 宇野山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

建設省中国地方建設局長が、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第
十八条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年三月八日から八月間鳥取県土木部道路課
及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年三月八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後敷地の幅員	延長
一般国道	九号	岩美郡岩美町大字本庄字若宮六八の二から 大字大谷字東筒竹元 益の一まで	変更前 四三・一五・九〇 変更後 四三・一五・九〇 二・二一・五五・六六 一・八九・九〇	一・九五・〇〇

道路の種類	路線名	区 間	変更前後敷地の幅員	延長
県道	郡家	八頭郡郡家町大字久能寺字鐘突堂 七九の二の先から	変更前 四〇・一〇・九〇	四六・〇〇
		河原線 三吾の先まで 字背戸田	変更後 七四・一・二五	四〇・〇〇
"	郡家	八頭郡郡家町大字池田字天王木北 分元の八の先から	変更前 四〇・一七・〇〇	八五・五〇
		鹿野線 七の一の先まで 字深曲り壺	変更後 八五・一・二五	八〇・〇〇
"	麻生	八頭郡郡家町大字市場字下古市場 三七六の先から	変更前 三三・一六・三	五四・〇〇
		大坪線 四の一の先まで 大字下津黒字上繩手	変更後 七四・一・二二	五〇・〇〇

鳥取県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年三月八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年三月八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	郡家	八頭郡郡家町大字久能寺字鐘突堂 七九の二の先から	昭和四十三年三月八日
		河原線 三吾の先まで 字背戸田	
"	郡家	八頭郡郡家町大字池田字天王木北 分元の八の先から	
		鹿野線 七の一の先まで 字深曲り壺	
"	麻生	八頭郡郡家町大字市場字下古市場 三七六の先から	
		大坪線 四の一の先まで 大字下津黒字上繩手	

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和42年度変更事業計画及び予算の要旨を次のとおり公告する。

昭和43年3月8日

地方職員共済組合理事長 藤井貞夫

昭和42年度変更事業計画及び予算の要旨

第1 変更事業計画

1 基礎資料の変更

○ 組合員数等

区 分	41 年 度			42 年 度		
	当 初	実 績	末 比	当 初	変 更	末 比
組合員数	319,880人	318,680	△ 1,200	322,044人	322,044	—
給料月額	12,941,346円	12,950,892	9,546	13,534,985円	14,720,856	1,185,871
(1人当)	40,457	40,639	182	42,028	45,711	3,683
被扶養者数	592,356人	582,415	△ 9,941	595,503人	595,503	—
(1人当)	1.85	1.82	△ 0.03	1.85	1.85	—

2 各経理単位における変更の要旨

(1) 各経理単位共通事項

- ア 長期給付について 前年度決算の実績及び給与の改定等により、計算を改める。
- イ 掛金及び負担金について 給与の改定等により計算を改める。
- ウ 職員給与について 給与の改定により計算を改める。
- エ その他の収入及び支出について前年度決算の実績等により計算を改める。
- (2) 長期経理

福祉施設資金について ア 投資不動産資金及び宿泊施設資金等

については、事業の執行状況等を勘案して減額するものとし、1 貸付経理資金については、資金需要の現状に対応するため、長期経理資産構成割合の特例について主務省の承認を経て、これを増額するものとする。

(3) 保健経理

ア 昭和41年度決算の結果に基づいて決定された特別福祉経理資金の使途は次にによるものとする。

(ア) 不動産の取得	2支部	20,773円
(イ) その他の保健事業費	7支部	71,033
(ウ) 宿泊経理へ繰入金	6支部	47,729
合 計		139,535

(4) 医療経理

○ 奈良県支部 結核病棟 昭和42年6月末をもって奈良県へ譲渡し、同支部における本経理を閉鎖する。

(5) 宿泊経理

- ア 設置計画等の変更
- (ア) 新設
 - 兵庫(六甲)及び千葉(大原) 2施設(事業開始は、昭和43年度になる。)
- (イ) 施設の売却等
 - 本部施設(材木町分)、宮崎及び鳥取の3施設について移転、改築に伴い売却及び取りこわし処分するものとする。

資産価額計 82百万円 処分価額計 601百万円

(ウ) 長期借入金予定額の増減

本部、石川及び長崎の施設について事業繰越し等による不用額716百万円を減額し及び鳥取施設閉鎖に伴う所要経費1百万円を増額するものとする。

(イ) 特別福祉経理資金(保健経理より繰入れ)の使途

- 繰入総額 47,729千円(6支部)
- 使 途 増改築その他の費用にあてる。

(6) 住宅経理

埼玉県支部において、土地(川口市内)1,664m²を取得し、これを6口(1口あたり277m²、1,546千円)とし、組合員に分譲する。

(7) 貯金経理

資金運用としての有価証券の取得額7,347百万円を7,397百万円に増額(50百万円増)する。

(8) 貸付経理

組合員貸付金資金の需要状況にかんがみ、貸付資金として長期経理より借り入れる額を2,124,443千円増額するものとする。

(9) 物資経理

京都府支部洗濯工場の経営資金に充てるため資金5,000千円を保健経理から繰り入れるものとする。

第2 変更予算

変更事業計画に基づき、各経理単位ごとに収入及び支出の各勘定について並びに資産、負債及び基本金の各勘定について計算を改めるものとし、その結果の概況は次のとおりである。

(単位 百万円)

区 分	当 算	初 算	変 更	比 較	区 分	当 算	初 算	変 更	比 較
				増 減					増 減
1 長期経理	収入	93,563	94,684	1,121	5 宿泊経理	収入	1,983	2,718	735
差引当期損益	93,563	94,684	1,121		支出	1,955	2,072	117	
差引準備備付金	—	—	—	—	差引当期損益	28	646	618	
差引準備備付金	133	158	25		差引末積立金	702	672	30	
差引準備備付金	88,646	89,181	535		差引末積立金	—	646	646	
2 業務経理	収入	208	210	2	6 住宅経理	収入	—	—	—
支出	225	240	15		支出	—	—	—	
差引当期損益	△ 17	△ 30	13		差引当期損益	—	△	△	
差引末積立金	13	13	—		差引末積立金	—	—	—	
差引末積立金	4	10	6		7 貯金経理	収入	520	521	1
3 保健経理	収入	581	609	28	支出	519	520	1	
支出	500	679	179		差引当期損益	1	1	—	
差引当期損益	81	△ 70	△ 151		差引末積立金	53	59	6	
差引末積立金	319	341	22		8 貸付経理	収入	1,424	1,473	49
差引末積立金	338	228	△ 110		支出	1,424	1,473	49	
4 医療経理	収入	317	319	2	9 物資経理	収入	283	291	8
支出	312	323	11		支出	283	291	8	
差引当期損益	5	△ 4	△ 9		差引当期損益	—	—	—	
差引末積立金	87	87	—		差引末積立金	—	—	—	
差引末積立金	79	69	△ 10			—	—	—	

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組法定款の一部変更について次のとおり公告する。

昭和43年3月8日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

地方職員共済組法定款の一部を次のように変更する。

第二十二條第二号に次のように加える。

カ 高知県競馬組合

附 則

この変更は、昭和四十二年十二月一日から適用する。